平成２６年（フ）第１５２号
宮崎市東大宮４丁目６番27号　ＧＲＡＮＤ・ＤＥ・ＯＳＨＩＭＡ－Ｉ－207号
債務者　長友　辰雄
1　決定年月日時　平成26年６月23日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月22日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第１５７号
宮崎県西都市聖陵町２丁目34番地　メゾンドＵ－Ａ201、前住所大阪府豊中市岡町北３丁目１番５－426号
債務者　白川　照代
1　決定年月日時　平成26年６月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月22日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第１３５号
福井市冬野町第25号43番地
債務者　浅田　晴美
1　決定年月日時　平成26年６月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月25日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第９５号
長野県木曽郡大桑村大字野尻2626番地１
債務者　松澤　秀夫
1　決定年月日時　平成26年６月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月25日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２６年（フ）第９９号
長野県安曇野市豊科高家3770番地85　アルプス団地46－189
債務者　佐藤　健太
1　決定年月日時　平成26年６月23日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月25日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２６年（フ）第２７号
長野県諏訪郡下諏訪町4697番地19、住民票上の住所長野県岡谷市長地6178番地３
債務者　吉田　英平
1　決定年月日時　平成26年６月23日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月25日まで
長野地方裁判所諏訪支部

平成２６年（フ）第３８号
長野県下伊那郡高森町山吹1144番地１
債務者　原田雄一郎
1　決定年月日時　平成26年６月23日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月25日まで
長野地方裁判所飯田支部

平成２６年（フ）第４１号
長野県飯田市上郷飯沼1867番地　大南団地Ｄ号
債務者　塩澤　　豊
1　決定年月日時　平成26年６月23日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月25日まで
長野地方裁判所飯田支部

平成２６年（フ）第４２号
長野県飯田市千代3033番地２
債務者　伊藤　　敦
1　決定年月日時　平成26年６月23日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月25日まで
長野地方裁判所飯田支部

平成２６年（フ）第４３号
長野県飯田市松尾代田1885番地１
債務者　アカバ　ジュリエット　アドラブル（ＡＫＡＢＡ　ＪＵＬＩＥＴ　ＡＤＯＲＡＢＬＥ）
1　決定年月日時　平成26年６月23日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月25日まで
長野地方裁判所飯田支部

平成２６年（フ）第２６号
兵庫県宍粟市山崎町高下16番地３
債務者　西川　　仁
1　決定年月日時　平成26年６月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月25日まで
神戸地方裁判所龍野支部

平成２６年（フ）第２８号
兵庫県淡路市釜口936番地　野田団地２－203
債務者　郡青果こと　郡　　忠雄
1　決定年月日時　平成26年６月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月25日まで
神戸地方裁判所洲本支部破産再生係

平成２６年（フ）第５３号
福岡県飯塚市大日寺235番地21
債務者　河崎　初美（旧姓小椎尾）
1　決定年月日時　平成26年６月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月25日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２６年（フ）第１４７号
沖縄県那覇市楚辺２丁目４番10号　201
債務者　山川　康子
1　決定年月日時　平成26年６月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月29日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２６年（フ）第９０８号
愛知県海部郡蟹江町緑１丁目123番地　日光ビル311号、従前の住所愛知県海部郡蟹江町今西１丁目134番地
債務者　柴田　　宏
1　決定年月日時　平成26年６月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月１日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第９０９号
愛知県海部郡蟹江町緑１丁目123番地　日光ビル311号、従前の住所愛知県海部郡蟹江町今西１丁目134番地
債務者　柴田えり子
1　決定年月日時　平成26年６月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月１日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第３０１号
熊本市西区島崎４丁目７番１－209号　コアマンションネクステージ島崎209
債務者　榊　　孝利
1　決定年月日時　平成26年６月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月２日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係